

地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務基本仕様書

1 業務名

地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務（以下、「CM業務」という。）

2 業務の目的

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「市立病院機構」という。）が発注する病院施設改修工事等について、中長期病院施設改修計画等を作成するとともに、発注者の代行者として、設計者、施工者等の選定、これらの者に対するスケジュール、コスト、品質管理等のマネジメントを行い、病院施設改修工事等に係る事業費の抑制と円滑な事業実施を図る。

3 契約期間

契約締結の日から平成34年3月31日まで

4 履行期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

5 CM業務の対象となる病院施設の概要等

(1) 病院施設の名称及び所在地

病院施設の名称	所在地	施設概要
広島市民病院	広島市中区基町7番33号	別添4
安佐市民病院※1	広島市安佐北区可部南二丁目1番1号	別添5
舟入市民病院	広島市中区舟入幸町14番11号	別添6
リハビリテーション病院・自立訓練施設	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	別添7

※1 建替え関係は対象外

(2) 平成26年度から平成29年度の病院施設改修工事の実績

ア 年度別の設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設計金額の総額	1,146,607千円	794,761千円	767,455千円	824,967千円

イ 年度別設計金額範囲別の件数

設計金額(千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
～ 4,999		1		
5,000 ～ 9,999		2		2
10,000 ～ 29,999	3	4	8	2
30,000 ～ 49,999	4	4	2	2
50,000 ～ 99,999	1	2	3	4
100,000 ～ 299,999			2	
300,000 ～ 499,999		1		1
500,000 ～ 699,999				
700,000 ～ 999,999	1			
計	9	14	15	11

(3) 平成30年度以降の病院施設改修工事等の見込み

各年度の病院施設改修工事等は5億円以上を見込むが、下記6(1)の中長期病院施設改修計画を踏まえることとしている。

6 CM業務の委託内容

CM業務の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 中長期病院施設改修計画策定業務

病院施設の改修方針を具現化するため、平成30年度に平成34年度から4年間の中期計画及び10年間の長期計画からなる中長期病院施設改修計画を作成する（CM業務の契約期間内の時点修正を含む）。

作成に当たっては、市立病院機構中期計画第2期（平成30年度から平成33年度の施設整備）、施設の経年、改修・修繕、点検履歴等から建物部位・設備の劣化の程度を分析・評価し、予防保全、長寿命化、コスト削減・平準化、省エネルギー及び機能性・安全性の確保等の観点で検討するとともに、劣化度・緊急度・優先度等を踏まえて作成する。

また、検討の際、広島市の保全計画作成マニュアル（※1）や市有建築物の省エネルギーに関する導入項目（※2）を踏まえるものとする。

なお、安佐市民病院については、建替え時期を考慮した既存施設を対象とする。

※1・2は、市立病院機構本部事務局施設整備課において閲覧可能

(2) 翌年度の病院施設改修工事等に係る工事費等概算額算出業務

上記(1)の中長期病院施設改修計画等を踏まえ、翌年度の当初予算編成に必要な工事費等の概算額算出業務及び当該年度の予算の変更等で臨時に指定する工事費等の概算額算出業務を行う。

(3) 当該年度の病院施設改修工事等に係る業務

毎年度、当初に指定する病院施設改修工事等及び予算の変更等で臨時に指定する病院施設改修工事等に係る以下の業務を行う。

ア 共通事項

- (ア) 病院施設改修工事等の情報管理
- (イ) 会議体の提案と運営支援
- (ウ) CM業務報告書の作成
- (エ) 病院施設改修工事等におけるリスクの説明
- (オ) 発注者意向の更新
- (カ) 病院施設改修工事等関係者の役割分担の明確化
- (キ) 病院施設の改修方針の更新
- (ク) クレームへの対応

イ 年度・個別改修計画書の作成・管理

- (ア) 年度改修計画書の作成・管理
- (イ) 個別改修計画書の作成・管理

ウ 基本計画案の策定（小規模な施設改修工事等は省略可）

- (ア) 基本計画案の作成
- (イ) 設計企画提案書の作成
- (ウ) 法令上の諸条件の調査
- (エ) 官公庁等からの情報収集
- (オ) 環境保全に対する配慮
- (カ) 敷地調査、類似事例調査等の実施

エ 設計と条件の設定

- (ア) 施設計画についての調査・検討
 - a 病院の意向確認
 - b 現地調査
 - c 改修内容の把握
 - d 既存建物の設計図書の確認、施設計画についてのヒアリング
- (イ) 要求条件の整理・把握、設計と条件の決定支援
 - a 病院意向の文書化
 - b 発注方式、発注内容の立案
- (ウ) 設計前段階における意思決定支援、施工性・コスト・スケジュール・品質・専門技術等に関わる助言

オ 設計者の選定支援

- (ア) 募集条件等の提案、募集要項（設計図書類の整備を含む。）等の作成
市立病院機構の契約方式は、原則、一般競争入札で行うこととする（以下、キ、クにおいて同じ。）。
- (イ) 募集及び現場説明（質疑とりまとめ回答書の作成含む。）の実施支援
- (ウ) 設計業務委託料の算定
- (エ) 応募者の資格確認、設計者の決定支援
- (オ) 設計業務等委託契約の締結に関する支援

カ 基本設計及び実施設計に係る業務（基本設計は実施設計に含む場合は省略可）

基本設計及び実施設計は、原則、一括発注とする。

- (ア) 設計スケジュールの作成・管理
- (イ) 基本設計及び実施設計方針の作成依頼等並びに基本設計及び実施設計方針の設計と条件調整
- (ウ) 基本設計及び実施設計の各段階における意思決定支援並びに施工性・コスト・品質・スケジュール・専門技術等に関わる助言
- (エ) 基本設計及び実施設計における内容の審査並びに協議調整（構造、設備等各種法令適合の審査を含む）
- (オ) 基本設計及び実施設計の改善提案（設計者からの提案の採否決定支援を含む）
- (カ) 工事発注計画書の作成・更新
- (キ) 基本設計及び実施設計の成果物の確認・調整
- (ク) 基本設計及び実施設計に基づく概算工事費算出支援、予算との調整

キ 施工者の選定支援

- (ア) 発注スケジュールの作成・管理
- (イ) 募集条件等の提案、募集要項（設計図書類の整備を含む。）等の作成
工事は、原則、一括発注（建築・電気設備・機械設備）とする。
- (ウ) 募集及び現場説明（質疑とりまとめ回答書の作成含む。）の実施支援
- (エ) 工事費の算定支援
- (オ) 応募者の資格確認、施工者の決定支援
- (カ) 工事請負契約の締結に関する支援

ク 工事監理者の選定支援

- (ア) 工事監理者選定スケジュールの作成・管理
- (イ) 委託内容の提案
- (ウ) 募集条件等の提案、募集要項（設計図書類の整備を含む。）等の作成
- (エ) 募集及び現場説明（質疑とりまとめ回答書の作成含む。）の実施支援
- (オ) 工事監理委託料の算定
- (カ) 応募者の資格確認、工事監理者の決定支援
- (キ) 工事監理業務委託契約の締結に関する支援

ケ 工事監理者・施工者との調整

- (ア) CM業務方針の作成、説明
- (イ) 工事監理業務方針の確認又は作成（作成は、クの工事監理業務を発注しない場合に限る。）
- (ウ) 工事スケジュールの管理
- (エ) 現場定例会等での工事監理者・施工者との調整
- (オ) 施工計画等について、病院関連部門・関係機関との調整
- (カ) 質疑書・提案書等に対する工事監理者・施工者への指示及び承諾等に関する検討・支援
- (キ) 施工図に対する病院関連部門・関係機関との調整、工事監理者・施工者への指示及び承諾等に関する検討・支援
- (ク) 工事の改善提案（工事監理者・施工者からの提案の採否決定支援を含む）
- (ケ) 工事監理報告書の確認又は作成（作成は、クの工事監理業務を発注しない場合に限る。）
- (コ) 工事の監督

監督は、市立病院機構が定めた監督に関する規定（※）及び工事請負契約書等に基づき行うものとし、市立病院機構所属の職員のうちから主任監督員を指名している場合に限り、CM業務受注者の配置技術者を監督員として指名する。

※ 監督に関する規定は、市立病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札・契約に関する規程・要綱等」→「工事・建設コンサル業務等に関する要綱等」→「検査に関する規定」に示している。

コ コスト管理業務

- (ア) 中間時及び最終時の工事費支払請求の確認
- (イ) 設計変更（軽微変更を含む。）に係る内容確認、審査、指示、工事費の査定及び変更契約図書の作成
- (ウ) 工事段階のコスト管理と工事費分析
- (エ) 公共積算価格との比較・検証

サ 品質管理業務

シ リスク管理業務

ス 安全管理業務（緊急時における調整を含む）

セ 竣工引渡事務等に関する業務

- (ア) 中間検査や竣工検査、是正事項の指摘、是正確認及び竣工図書の確認
- (イ) 瑕疵に対する調整（周年検査を含む。）
- (ウ) 工事報告書の確認
- (エ) 工事の検査

検査は、市立病院機構が定めた検査に関する規定（※）及び工事請負契約書等に基づき行うものとし、市立病院機構所属の職員のうちから主任検査員を指名している場合に限り、CM業務受注者の配置技術者を検査員として指名する。

※ 検査に関する規定は、市立病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札・契約に関する規程・要綱等」→「工事・建設コンサル業務等に関する要綱等」→「検査に関する規定」に示している。

ソ 上記業務に関して市立病院機構へのCM業務報告書の提出（毎月1回以上）

タ その他事業者が提案する支援業務及び上記の各業務に付随して必要となる業務